

令和8年度 藤里町社会福祉協議会事業計画 活動方針

我が国において超高齢、人口減少が加速しているなか、藤里町はその流れの最前線にあります。社会構造の変化や生活課題の複雑化に伴い、福祉ニーズは多様化し、孤独・孤立問題や介護ニーズの増大、権利擁護支援など、昔ながらの家族や地域での支え合いは、今後ますます困難になると予想されています。

藤里町社会福祉協議会では、それらの地域課題を包括的に受け止めるため、地域包括支援センター機能、地域活動支援センター機能、そして社協全職員がコミュニティソーシャルワーク機能を担い、全世代に対応できるワンストップ相談支援体制を推進します。

そうした拠点機能の効率化・深化を図り、新たな地域課題に取り組む体制を整えます。事業の再構築、安定した財源確保や交流人口増加に向けて取り組み、生活困窮者や身寄りのない高齢者等の日常生活支援のための体制構築についての情報収集、町民ニーズ・社会資源シーズの把握により、地域課題の解決に努めます。

令和8年度も変わらず、安心安全の基盤づくりと活躍支援を両輪とし、子どもから高齢者まで、すべての町民が役割と生きがいをもってその人らしく活躍すること、日々の暮らしに安心とわくわくが実感できる、福祉でまちづくりを推進します。

各事業については、他分野とのつながり、他地域とのつながりによって新たな交流人口を増やすこと、既存ネットワークのさらなる拡大、既存事業のブラッシュアップ、制度の枠にとらわれない新たな事業の検討を行うことなど、超高齢、人口減少のトップランナーの当町において、だれ一人取り残さないために、常に町民がど真ん中で藤里町らしい地域福祉の推進に取り組みます。

1. 重点目標

令和8年度活動方針を実施する為、各部門の役割を明確化し連携を強化することにより、一層の組織体制の強化を図ります。

そして、「安心安全支援」「活躍支援」の効果的な事業展開、地域福祉の広域展開の在り方検討を着実に推進するため、以下を重点目標とします。

- 1) 法人運営部門の企画・マネジメント力の強化
- 2) 地域福祉活動推進部門の地域生活課題解決力の向上
- 3) 相談支援・権利擁護部門のあらゆる地域生活課題を受け止め、繋がる体制づくり
- 4) 介護・生活支援サービス部門の質の向上及び経営の適正化

2. 各部門の主な事業内容

【法人運営部門】

- 法人運営部門は、適切な法人運営や事業経営を行うとともに、総合的な企画や各部門間の調整等を行う社協事業全体のマネジメント業務にあたる。
- 法人運営部門においては、以下の業務を実施する。

1) 法人運営

- ◎理事会の開催
- ◎評議員会の開催
- ◎監事会の開催
- ◎定款及び諸規程の見直し
- ◎役員研修の実施

2) 財務運営・管理

- ◎適正な担当者の配置
- ◎外部監査の実施

3) 自主財源確保に向けた体制づくり

- ◎社協会員加入促進

4) リスク管理やコンプライアンス管理体制の整備

- ◎第三者委員会の開催
- ◎介護及び障がい分野の事業所内研修の実施

5) 計画的な採用・異動・人事考課等の人事管理

- ◎人事考課制度の実施

6) 研修・能力開発等の計画的な人材育成

- ◎計画的な職員研修の実施
- ◎職員の資格取得のための支援

7) 労働法制に基づいた労務管理

- ◎就業規則等の見直し
- ◎社会保険労務士への委託

8) 所轄庁への届出や対外的な法的対応を行う法務に関する業務

9) 将来ビジョンの検討と進行管理

- ◎役員研修の充実
- ◎地域の福祉ニーズの把握（報告・連絡・相談用紙の活用）
- ◎福祉事業の効果・評価
- ◎「社協発展・強化計画」策定の是非の検討

1 0) 法人としての災害時対応と業務継続計画（BCP）の推進

1 1) 広報活動・広報戦略等

- ◎広報「社協だより」の発行
- ◎藤里町社会福祉大会の開催
- ◎福祉座談会の開催
- ◎福祉教育校の支援
- ◎全世代型福祉教育の推進
- ◎ホームページ等での情報発信
- ◎藤里体験プログラムの作成と発信

1 2) 企画運営

- ◎社協事業プロジェクト会議の進展
- ◎和光市社会福祉協議会との福祉協定の履行（新規）

【地域福祉活動推進部門】（地域福祉活動推進部門と相談支援・権利擁護部門の一体的な運営）

- 地域福祉活動推進部門は、地域の組織・関係者の協働を促進する、地域福祉推進の中核的な役割を果たす。
- 地域福祉活動推進部門においては、以下の事業を実施する。

1) 調査の実施や福祉座談会の開催、他部門との連携に基づく地域生活課題の把握

- ◎在宅障がい者等の状況調査
- ◎安心安全体制整備事業に関する意識調査の継続
- ◎福祉座談会の開催

2) 藤里町地域福祉計画及び藤里町地域福祉活動計画の推進

- ◎地域福祉計画及び地域福祉活動計画の実践・評価・見直し

3) 地域生活課題を踏まえた政策提言等のソーシャルアクション

4) 小地域ネットワーク活動の推進・活躍支援

5) 生活支援体制整備事業の実施

- ◎生活支援コーディネーター及び就労的活動支援コーディネーター、子育て支援コーディネーターの配置
- ◎地域包括支援センター・地域活動支援センター・コミュニティソーシャルワーカー等と連携し、一体的な生活支援体制を整備
- ◎まち自慢クラブ事業の実施
- ◎家族介護支援事業
 - ・家族介護者交流事業 ⇒介護者リフレッシュ事業、介護者の集い事業、みんなの縁側事業
- ◎成年後見制度利用支援事業
 - ・専門相談所の開設
 - ・弁護士への法律相談対応の業務委託
- ◎福祉用具・住宅改修支援事業
- ◎認知症サポーター等養成事業
- ◎認知症地域支援事業（認知症カフェの運営）
- ◎未知との遭遇カフェ検討事業（全世代参加型の活躍支援検討会議）
- ◎地域交流カフェの試行事業（全世代参加型の活躍支援事業）

6) 安心・安全体制づくり（地域共生・活躍支援プロジェクトと協働実施）

☆生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーター・子育て支援コーディネーターを配置し、地域包括支援センター機能・地域活動支援センター機能・コミュニティソーシャルワーク機能・生活支援体制整備事業機能・権利擁護センター機能を活かし、一体的に運営することで、地域共生社会の実現を目指す

- ◎安心・安全の支援事業
- ◎食でつながる新たな世代間交流事業の検討
- ◎こどもまんなかで、わくわくのある世代間交流

7) 活躍支援事業の活性化（安心・安全体制づくりと協働実施）

- ◎活躍支援の拠点づくりプロジェクト
 - ・拠点機能の再構築（新規）
 - ・白神まいたけキッシュ、こみつとうどん、FUJISATO Good Deli 等の販売促進（サブスクリプションの検討）
根っこビジネスの促進、新商品の開発、お食事処こみつとの運営
⇒プラチナバンク等の活用、「食」を活かした交流
 - ・地域の団体、ボランティア等の活躍支援
- ◎研修センター開設（職業体験プログラムの充実から）
 - ・初級編職業体験プログラムの試行
 - ・介護福祉士実務者研修等の安定的実施
 - ・社会福祉士・精神保健福祉士実習生の受け入れ
 - ・視察研修の長期・短期コースの受け入れ
 - ・楽しい暮らし支援の技術研修プログラムの実施
- ◎藤里方式による活躍支援実践講座開設の検討
- ◎藤里体験プログラムの充実
 - ・おもてなし部隊による受け入れ体制の強化
 - ・藤里体験プログラムの内容の充実
 - ・地域・分野を超えた広域的なネットワークの構築（新規）
 - ・交流人口増進のための実践と検証（新規）

8) 住民主体の福祉活動、生活支援サービスの推進・支援

- ◎団体活動の育成・支援
 - ・老人クラブ連合会
 - ・身体障がい者協会
 - ・手をつなぐ育成会
 - ・遺族会
 - ・ボランティア団体連絡協議会
- ◎各団体等の合同研修・情報交流事業

9) 当事者組織の育成・支援

- ◎むつみ会交流会事業
- ◎在宅介護者の集い事業
- ◎知的障がい者家族交流事業
- ◎をと組事業
- ◎まち自慢クラブ事業
- ◎子育て世代支援事業 ⇒子育て支援コーディネーター（食の安心事業・ヘルパー派遣）

- ◎お買い物ツアー事業
- ◎生活管理指導員派遣事業
- ◎軽度生活援助事業
- ◎プラチナバンク事業 ⇒就労的活動支援コーディネーターの配置
⇒プラチナスタッフの再構築（新規）

1 0) ボランティアセンターの運営

- 1 1) 福祉教育・ボランティア学習の推進⇒地域を支える人づくり
- ◎おもてなし部隊の設置
- ◎障がい者等サポートボランティア育成事業
- ◎ボランティア活動の活性化

1 2) 災害ボランティアセンターの運営等

1 3) 地域福祉財源の造成、助成事業の実施

1 4) 共同募金委員会と連携した共同募金・歳末たすけあい運動の実施等

【相談支援・権利擁護部門】（地域福祉活動推進部門と相談支援・権利擁護部門の一体的な運営）

- 相談支援・権利擁護部門は、地域住民のあらゆる生活課題を受け止め、地域での生活支援に向けた相談・支援活動、権利擁護支援、情報提供・連絡調整を行う部門である。
- 相談支援・権利擁護部門は、以下の事業等を実施する。

1) 総合相談体制整備事業

- ◎総合相談体制の構築（早期発見・早期対応システムにより活躍支援に繋げる）
 - ・子ども、子育て世帯の実態把握、ニーズの早期発見・早期対応
 - ・地域の福祉ニーズの早期発見・早期対応
 - ・高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待等の早期発見・早期対応
 - ・苦情処理体制の整備
- ◎生活困窮者自立支援事業受託運営
 - 自立相談支援事業（伴走型支援事業）
 - 就労訓練事業
 - 家計改善支援事業（金銭等管理支援事業）
- ◎地域包括支援センター受託運営
 - ・地域ケア会議の開催
 - ・ケアマネジメント機能の強化支援
 - ・ケアマネジメントリーダー活動支援事業の実施
- ◎地域活動支援センター受託運営
- ◎コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置
- ◎障がい者虐待防止センターの受託運営
- ◎指定相談支援事業所の運営
 - ・特定相談支援事業
 - ・障がい児相談支援事業
 - ・地域移行・地域定着支援事業
- ◎自立生活援助事業所の運営
- ◎居宅介護支援（ケアマネ）事業所の運営
 - ・居宅介護支援事業
 - ・介護認定調査の受託
 - ・介護予防支援業務の受託

2) 日常生活自立支援事業の受託

3) 権利擁護支援に関する事業

- ◎権利擁護センター事業の受託
 - ・成年後見制度利用支援事業
 - ・専門相談所の開設
 - ・弁護士への法律相談対応の業務委託
 - ・生活困窮者、身寄りのない高齢者等への支援の検討（新規）
- ◎法人後見事業
 - ・法人後見受任体制の整備

4) 生活福祉資金貸付事業

- ・コロナ特例貸付におけるフォローアップ支援等事務受託

5) たすけあい資金貸付事業

6) 安心・安全体制づくり（重層的支援体制整備事業）

◎安心・安全の支援事業

☆生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーター・こども家庭センターの設置に向けた子育て支援コーディネーターを配置し、地域包括支援センター機能・地域活動支援センター機能・コミュニティソーシャルワーク機能・生活支援体制整備事業機能・権利擁護センター機能を活かし、一体的に運営することで、地域共生社会の実現を目指す。

- ・こどもまんなかで、子どもから高齢者まで誰もが集い活躍できる場の検討

◎あきた 共に生きる地域づくり推進事業(トータルケア推進事業：ネットワーク活動事業)の充実

- ・あきた 共に生きる地域づくり推進連絡協議会の開催（名称変更）
- ・福祉員研修の実施
- ・民生児童委員協議会との連携
- ・町内外の関係機関とのネットワーク体制構築

【介護・生活支援サービス部門】

- 介護・生活支援サービス部門は、介護保険サービスや障がい福祉サービス、行政からの委託・補助で行うその他サービスを提供する部門である。
- その人らしい生き方・生活を尊重するため、制度の枠にとらわれることなく、必要に応じて柔軟にサービスを提供する地域福祉型と活躍支援の視点での福祉サービスを目指す。
- 人材不足が深刻化しているなか、介護現場の生産性を向上させながらケアの質を高めるため、ICTや介護ロボットなどの導入推進・活用・効果の検証を行う（新規）
- 介護・生活支援サービス部門の経営の適正化を図る
- 介護・生活支援サービス部門は、以下の事業を実施する

1) グループホーム美里園の運営

- ・対象者：介護保険対象者
- ・定員：18人（9人×2ユニット）
- ・ショートステイ機能

2) デイサービス事業所の受託運営

- ・対象者：介護保険及び障がい者総合支援法対象者
- ・定員：30人
- ・営業時間：9:30～15:45
- ・営業日：月～金（年末年始を除く）

3) ヘルパー事業所の運営

- ・対象者：介護保険及び障がい者総合支援法対象者、子育て世帯
- ・営業時間：24時間のオペレーター対応
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

4) 生活支援ハウス「ぶなっち」の受託運営

5) 福祉の拠点「こみっと」及び「くまげら館」の運営

◎障がい者総合支援事業

- ・就労継続支援B型事業
- ・就労選択支援事業（新規）
- ・自立訓練（生活訓練）事業
- ・自立訓練（生活訓練宿泊型）事業

6) 移送サービス事業の受託運営

7) 介護予防・日常生活支援総合事業受託運営

◎訪問型サービス

- ・訪問介護相当サービス
- ・訪問型サービスAの検討

◎通所介護サービス

- ・通所介護相当サービス（総合福祉センター）
- ・通所型サービスA

◎その他の生活支援サービス

- ・栄養改善を目的とした安否確認付き配食サービス
- ・定期的な安否確認及び緊急時の対応
- ・必要に応じて誰もが利用可能な配食サービス
- ・暮らしに食の楽しみをもてる配食サービスの検討、試行

◎介護予防マネジメント

◎一般介護予防事業

- ・介護予防把握事業
- ・介護予防普及啓発事業（まち自慢クラブ事業）
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・一般介護予防事業評価事業